



活用業務届出書

東経企営第 14-0091 号
平成 26 年 9 月 1 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいいしや

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆ

代表取締役社長 山村 雅

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会
社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届
出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、当社の固定電話（加入電話及びＩＳＤＮをいう。以下同じ。）から携帯電話、ＰＨＳへの発信に際して、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき、当社が、他事業者の提供する県間電気通信役務も含めてエンドエンドで料金設定を行うにあたり、県間伝送等に係る料金設定を行うものである。

なお、当社の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備を相互接続した際の設備概要は、添付資料１のとおりである。

また、本届出は、平成１６年１月２８日付で活用業務の認可申請を行い、平成１６年３月１２日付で認可を受けた内容を拡充するものであるが、当該認可に基づき既に当社が実施している業務については、その内容を変更するものではなく、電気通信事業の公正な競争を確保するための具体的な措置を引き続き講じていく考えである。

(2) 主な業務の実施方法

当社が地域電気通信業務等を営むために保有する固定電話サービス等の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の県間電気通信役務を含め、当社がエンドエンドで料金設定を行い、携帯電話、ＰＨＳへの通話を提供する。

なお、接続にあたっては、発信者側の固定電話サービス等の利用者が、当社の事業者識別番号（００３６）を、現行のダイヤリングであり、現在携帯電話、ＰＨＳに割り当てられている番号である「０７０／０８０／０９０－××××－××××」の前に呼ごとに付すことにより行うものである。

2. 業務の開始の日

平成２６年１０月１日（予定）

3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金



(2) 調達方法

内部資金による。

5. 業務を営む理由

固定電話発携帯電話着の通信に係る利用者料金の設定については、「料金設定の在り方に関する研究会報告書」（平成15年6月17日）を踏まえ、複数事業者が利用者料金を設定することによる料金の低廉化・多様化等の観点から、発側利用者が事業者識別番号「00XY」を「090/080-C～K」の前に呼ごとに付すことにより中継事業者を選択して通話した場合の呼については、中継事業者が利用者料金を設定するという方針が総務省から示されている

（「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」、平成15年6月25日）。

これに基づき、当社も固定電話発携帯電話着の通信に係る利用者料金を設定することで、発信側である固定電話サービス等の利用者の選択の幅が広がり、利用者利便向上に資することから、当社は、平成16年3月12日付で認可を受けた内容により、固定電話発携帯電話着の通信に係る利用者料金の設定を実施してきたところである。

そのような状況の中、「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」（平成24年3月1日付情報通信審議会答申）において、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に当たっては、利用者利

便の向上等の効果が見込まれることから、利用者保護が図られることを前提として導入が適当とされ、総務省は番号ポータビリティの実現を図るべく、平成26年1月15日に電気通信番号規則を改正し、平成26年10月1日から携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが実施されることになった。また、同答申においては、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入する場合に、利用者利便の観点からは、携帯電話とPHSの間で、選択中継サービスから発信できる番号と発信できない番号が生じないためにも、選択中継サービスからPHSへの発信を可能とすることが望ましいとされている。

これに伴い、発信側である固定電話サービス等の利用者は、着信側が携帯電話とPHSのいずれであるかについて判別することが困難となることから、当社は、固定電話発携帯電話着の通信と固定電話発PHS着の通信に係る利便性を同等にするため、固定電話発PHS着の通信に係る利用者料金を設定することとしたものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

固定電話サービス等の提供業務を営むために保有する中継系伝送路設備、端末系伝送路設備、中継系交換設備、端末系交換設備

当社の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備を相互接続した際の設備概要は、添付資料1のとおりである。

なお、本業務では上記設備を活用することになるが、本業務は既に提供されている通信サービスに係る利用者料金の設定事業者を変更するのみであり、当該設備に与える影響はない。

(2) 技術

現在、固定電話サービス等の提供業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、固定電話サービス等の提供業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、当社の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話、PHSへの発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。

他事業者の電気通信設備との相互接続については、当社が地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いることとなるが、当該中継系交換設備及び端末系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能及び端末系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話、PHSへの発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備および機能はない。

他事業者の電気通信設備との相互接続については、当社が地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いることとなるが、当該中継系交換設備及び端末系交換設備については、接続に必要となるインターフェース条件を接続約款に規定済みであり、変更はない。したがって、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものとする。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者が本業務と同様の業務を実施する場合、当社と同様、事業者識別番号を、現行のダイヤリングであり、現在携帯電話、PHSに割り当てられている番号である「070/080/090-xxxx-xxxx」の前に呼ごとに付す形態となるが、このような選択中継接続による料金設定については、当社の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続において既に実施されており、当社が保有している情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないものとする。

なお、本業務と同様の業務の実施にあたり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成26年6月30日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害することが明らかな場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

(7) 実施状況等の報告

(1) ～ (6) の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・ 費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・ 社内文書・規程類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

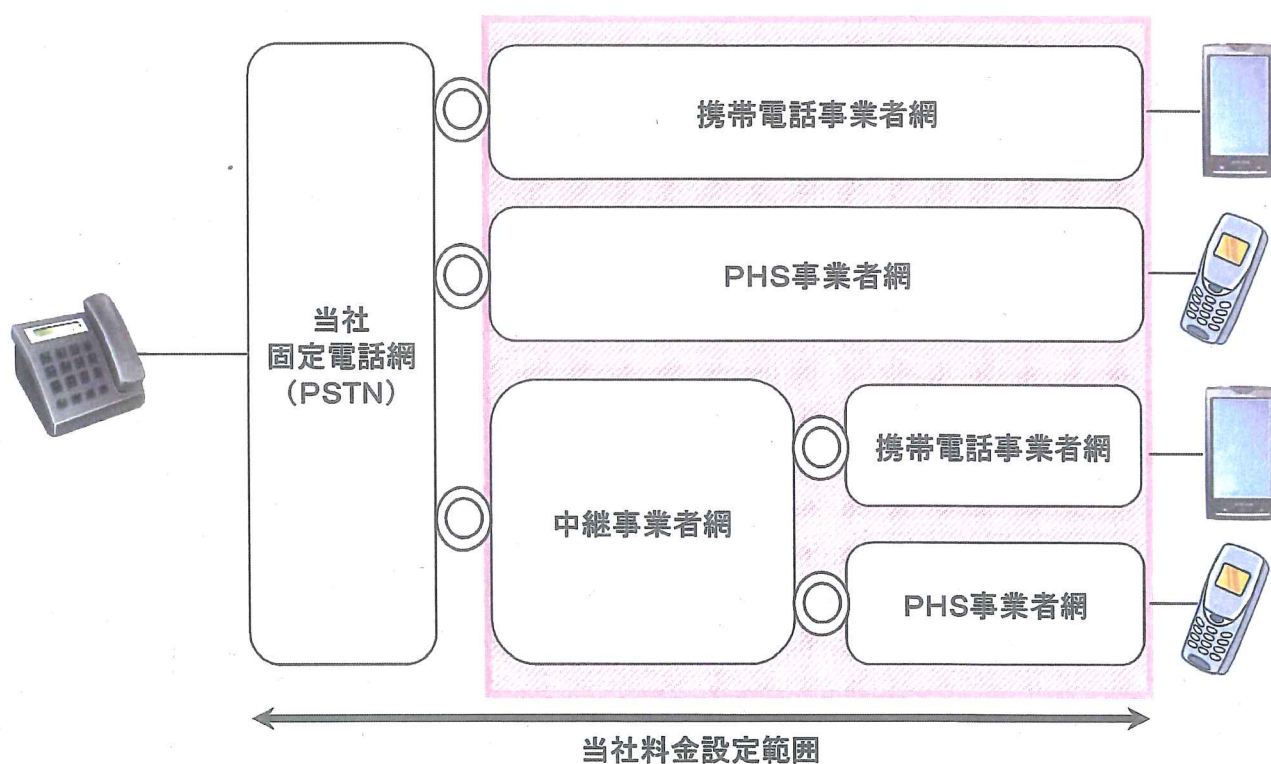
添付資料

1. 当社の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備を相互接続した際の設備概要
2. 収入算定・費用算定の考え方

1. 当社の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備を相互接続した際の設備概要



: 網掛部分が本活用業務の対象範囲



「0036」(当社事業者識別番号)+「070/080/090-xxxx-xxxx」

2. 収入算定・費用算定の考え方

【収入】

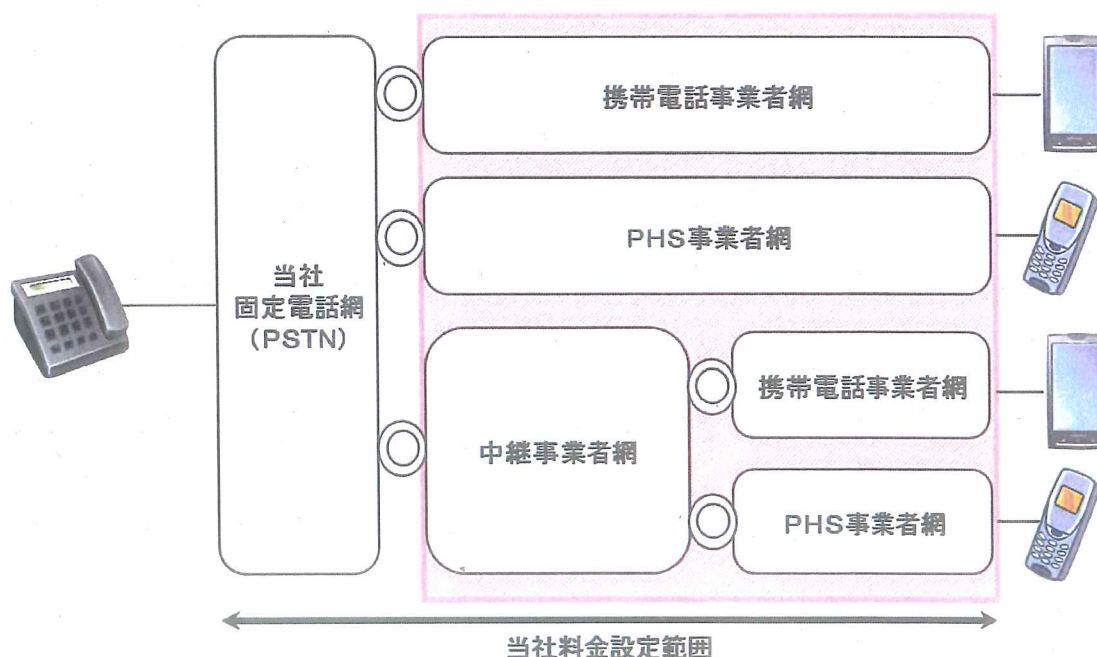
算定方法
当社の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備を相互接続した際の料金額相当に需要数を乗じて算定

【費用】

	算定方法
中継事業者、携帯電話事業者及びPHS事業者への接続料金	中継事業者、携帯電話事業者及びPHS事業者への接続料金単金に当社予測トラヒックを乗じて算定
機能実現のための開発費用等	中継事業者、携帯電話事業者及びPHS事業者への接続料金と県内役務提供区間の設備コストの比率により按分して算定
営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費

【収支対象範囲】

 : 網樹部分が本活用業務の対象範囲



「0036」(当社事業者識別番号) + 「070/080/090-xxxx-xxxx」